

答申個第74号

平成29年3月21日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年10月22日付け行コ第21号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人が人事部に持ち込んだ文書の個人情報開示決定事案（諮問個第98号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成27年8月4日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「H27.7 3F人事部教育担当部門に職員の教育資料として直接持ち込んだ11枚ぐらいの文書」との個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、「平成27年7月1日に開示請求者が行財政局人事部に直接持ち込んだ文書の写し（7件）」（以下「本件公文書」という。）の個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成27年8月21日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年9月29日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

異議申立人が求めている文書は、「H27.7 3F人事部教育担当部門に職員の教育資料として直接持ち込んだ11枚ぐらいの文書」である。

実施機関の行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）は、平成27年7月1日に異議申立人が行財政局人事部人事課（以下「人事課」という。）に直接持ち込んだ文書の写し（7件）を人事課から移管され、保有しており、本件公文書として特定し、開示した。

(2) 本件処分の担当部局について

異議申立人は、異議申立ての趣旨において、「そもそもコンプラに請求していない。そこで個人情報開示決定処分を取り消しなさい。」としており、本件請求に「人事部様」と記入しているため、本件処分が人事課ではなく、コンプライアンス推進室が所管部局として行われたことに不服を抱いているようである。

本件公文書は、異議申立人が人事課に持ち込んだものであるが、本件公文書中に「不正行為」「法律違反」との記載があることから、人事課が所管する事務に係るものではなく、服務監察及び業務監察を所管するコンプライアンス推進室の事務に係るものと判断し、本件公文書を同室に移管したものである。人事課とコンプライアンス推進室は同一の実施機関（京都市長）の内部組織であることから、請求時点において本件公文書を保管しているコンプライアンス推進室を担当部局として本件処分を行ったことは何ら問題がない。

(3) 異議申立人が欠落していると主張する文書について

異議申立人は、11枚の文書を直接持ち込んでおり、本件公文書の他に4枚の文書が存在すると主張しているが、人事課が異議申立人から收受し、コンプライアンス推進室に移管した文書は本件公文書のみであり、異議申立人が主張する4枚の文書を收受していない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

そもそもコンプラに請求していない。そこで個人情報開示決定処分を取り消しなさい。

私は27.7.1に人事部が職員の教育のため事実を確認して教育すべきはすると約束したので、人事部に持ち込みました。ついては人事部が処分（一部）したなら「処分したので不存在」で人事部が通知書を下さい。

4枚欠落している。H26.2.6再製原戸籍の写しが3枚と、A4タイプで①頁（右下余白）とゴム印。筆頭者は●●，左端長男××最終行出生年月日が記入された1枚もの。

本件のように開示されても変なことに対して異議を申立てます。

①回答がましな方の人事部でないこと。

②7+4=11枚その場で確認した。あったのに4枚だけ「持ち出した」のが行方不明である。（7枚だけ開示した）

4枚は処分済につき不存在，or，4枚はコピーをその時とらなかつたので不存在と回答すべきです（「收受しておらず不存在」と回答すべきです）

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

異議申立人が求める文書は、「H 2 7 . 7 3 F 人事部教育担当部門に職員の教育資料として直接持ち込んだ11枚ぐらいの文書」である。

実施機関のコンプライアンス推進室は、平成27年7月1日に異議申立人が人事課に直接持ち込んだ文書を人事課から移管され、保有しており、当該文書を本件公文書として開示した。

(2) 本件処分について

ア 異議申立人は、異議申立書において「そもそもコンプラに請求していない」、「人事部が通知書を下さい」と主張している。

当審査会が本件請求に係る個人情報開示請求書を確認したところ、宛先の実施機関の名称を記載する欄以外の場所に「人事部様」との記載があるものの、宛先の実施機関の名称欄には「京都市長様」と記載されていること及び請求の内容欄には「人事部教育担当部門に直接持ち込んだ文書」と記載されていることから、人事部が保有している文書を請求しているとの解釈はできない。

イ 実施機関の説明によると、本件公文書は異議申立人が人事課に持ち込んだものであるが、本件公文書中に「不正行為」「法律違反」との記載があることから、本件公文書を人事課からコンプライアンス推進室に移管したとのことである。

当審査会が京都市事務分掌規則を確認したところ、コンプライアンス推進室は職員の服務監察及び業務監察に関することや法令違反に関する調査などの事務を統括する部署であることが認められる。

ウ 以上より、本件公文書をコンプライアンス推進室の事務に係るものと判断し、移管したとの実施機関の説明に不自然な点はない。また、人事課とコンプライアンス推進室は同一の実施機関（市長部局）の内部組織であることから、請求時点において本件公文書を保管しているコンプライアンス推進室を担当部局として本件処分を行ったことは何ら支障がないという実施機関の説明に不合理な点はない。

エ 実施機関は、異議申立人が人事課に持ち込んだ文書は7枚であったと主張している。これに対して異議申立人は、本件請求において「11枚くらい」との請求をしており、本件公文書のほかに4枚の文書があったと主張しているが、異議申立人が持ち込んだ文書が11枚であったかは定かではない。

そこで、当審査会は、事務局をして、コンプライアンス推進室が異議申立人から受け取った文書を保管する簿冊を見分させたところ、現に本件公文書は7枚だけであることを確

認した。また、人事課において仮に本件公文書を保有しているのであればどのような簿冊に保存するかという条件の下で、事務局をして、簿冊を見分させたが、異議申立人が持ち込んだ文書は確認できなかった。その他、原処分判断を覆すに足る事情も見当たらないことから、本件処分に不自然ないし不合理な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年10月22日 諮問（諮問個第98号）

11月17日 実施機関による理由説明書の提出

12月11日 異議申立人の意見書の提出

平成29年 2月22日 審議（平成28年度第10回会議）

3月21日 審議（平成28年度第11回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったため意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）